

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則等について【概要】

1. 改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「デジタル社会形成基本法等一部改正法」という。）の一部施行により、

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定める個人番号利用事務等実施者が行う本人確認措置として、カード代替電磁的記録（マイナンバーカードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに記録したもの）の送信を受けて確認を行うことが追加される。（第2条第8項及び第16条第2号関係）
- (2) 個人番号カードの記載事項から性別が削除されることに伴い、個人番号利用事務等実施者が行う本人確認の措置について、性別に係る情報を利用している個人番号利用事務等の処理に関し個人番号の提供を受ける場合において、個人番号カードの提示を受けるときは、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を電磁的方法により確認しなければならないものとされる。（同法第16条ただし書関係）

これらの施行に伴い、個人情報保護委員会が所管する次の規則及び告示について所要の改正を行う。

2. 改正の対象となる規則及び告示

<規則>

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年個人情報保護委員会規則第5号）

<告示>

- ・ 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26

年特定個人情報保護委員会告示第5号)

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

3. 改正の内容

デジタル社会形成基本法等一部改正法の施行により、対象の規則及び告示で引用している番号法の第2条（定義）に項ずれが生じるとともに、同法の第16条（本人確認の措置）にカード代替電磁的記録を用いた措置が加えられるため、これらを規則及び告示の条文に反映するもの。

3. 施行期日

令和7年4月1日（デジタル社会形成基本法等一部改正法の附則第1条第2号に規定する施行日（公布の日（令和6年6月7日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

※ ただし、個人番号カードの記載事項から性別が削除されることに伴う次の改正規定については、デジタル社会形成基本法等一部改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

- ・ 整理告示案第2条中特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）第4-3-4<参考1：本人確認の概要>①iに次のように加える改正規定及び同ガイドライン別冊の各論3-4<参考1：本人確認の概要>①iに次のように加える改正規定
- ・ 整理告示第3条中特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）第4-3-5<参考1：本人確認の概要>①iに次のように加える改正規定

以上